

- つけて観察していく。また、遊びや悪ふざけのようにも見えるものに気になる行為があった等の情報を全教職員間で共有していく。
- (4) 職員会・校内研（週 1 回）の始めには児童理解コーナーを設け、気になる児童の様子を常に全教職員間で情報の共有化を図る。また、QU 分析や学校生活アンケート分析、学級経営についての報告会、個別の指導計画共有、校内支援会での報告会などを行い、事例報告を様々な機会を通して共有化を図る。
- (5) 教職員は些細なことでも気になることがあれば、同僚や管理職（複数）に相談する。年度を挟んで教職員が異動になってもしっかり引継ぎができるようにしておく。
- (6) 保護者と連携して児童を見守るために、日頃から児童の良いところや気になるところ等、学校での様子について綿密に連絡を行う。
- (7) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておく。また、いじめの相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。
- (8) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理を行う。

9. いじめの発見・認知・対応

(いじめの発見・通報を受けたときの対応)

- (1) いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、疑いのある行為には、早い段階からの的確に関わる。
- (2) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」「友だち関係でしんどい」などの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。（その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するように配慮する。）
- (3) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導担当、特別支援コーディネーター、管理職に報告し、「校内委員会」を即時開催する。この開催により「校内委員会」は「いじめ対策委員会」として機能し組織的に対応を開始する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (4) 事実確認の結果、「いじめが認知された場合」、学校長が教育委員会に報告し、状況に応じて、関係機関・専門家との情報共有・連携しての対応を図る。
- (5) 被害・加害の保護者への連絡については、担任が中心となり家庭訪問等により直接会って、より丁寧に対応する。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

(いじめられた児童又はその保護者への支援)

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を整備し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を確保する。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

(いじめた児童への指導またはその保護者への助言)

- (1) 速やかにいじめを止めさせたくうえで、いじめたとされる児童からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、複数教員で個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、事実の確認を行い、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、その生命・身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめた背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に再発を防止する措置を取る。

(いじめが起きた集団への働きかけ)

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたり、はやし立てたりしていた児童、見て見ぬふりをしていた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強める存在であることを理解させる。
- そのような児童には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。この場合には臨時集会を開き、学校長等からの全体への話の後に各学年・学級で確認指導を重ねるなどの措置を講じる。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげて教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童の対応を見直していく。

(ネット上のいじめへの対応)

- (1) ネット上で発生する諸問題はスマートフォン等の端末及び Line 等無料 SNS アプリの急速な普及のため、以前より児童がネットを介してのトラブルに関係する事案が出始めている。ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、ネット上のトラブルはその性質上、本校以外の学校や個人との間に発生する場合も多い。この場合「いじめ対策委員会」で情報収集・事実確認を行った後、学年主任・学校長、場合によっては教育委員会が当該事案の相手側と対応にあたる。書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、防犯教室において、また所轄警察署の担当者による「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、学級活動計画の中に「インターネットの使い方」の学習を取り入れ、学級活動（2）で中学年以上が行い、未然防止を図る。

10. 以下に示す重大事態が発生した場合は、速やかに四万十町教育委員会に報告し、対応について指導・助言を仰ぐ

(重大事態の解釈)

- 「児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」
- 1 児童が自殺を企画した場合（疑いがある場合）
 - 2 身体に重大な障害を負った場合
 - 3 金品等に重大な被害をこうむった場合
 - 4 精神的な疾患を発症した場合 等を想定

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- 1 年間30日間の欠席を目安とする。（不登校を除く）
 - 2 一定期間連続して欠席しているような場合（不登校又は理由のはっきりしている病欠を除く）
- ※児童や保護者からいじめによる重大事態に至ったという直接の申し立てがあったときも、上記同様に重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

(重大事態への対処：初期情報集約)

速やかに「いじめ対策委員会」を招集し、初期情報の収集を行い、可能な限り事態の概要を明らかにする。

- 1 いつからなのか
- 2 被害・加害・関係児童等
- 3 いじめの内容（誰から行われ、どのような状態であったか）
- 4 いじめを生んだ背景事情や人間関係の問題点 等
- 5 学校・教職員がどのように対応したのか

(重大事態への対処：報告・調査・役割指示)

「いじめ対策委員会」は初期情報の集約が済んだ後、四万十町教育委員会に報告し、教育委員会に確認のうえで関係児童の保護者に対して報告を行う。並行して双方関係児童の担任及び学年に詳細情報の調査・把握を指示する。この場合、因果関係の特定を最優先せず、客観的な事実を明らかにする。

(重大事態への対処：詳細の報告)

調査により明確となった詳細情報は四万十町教育委員会に報告するとともに、教育委員会に確認のうえで当該児童保護者への報告を行うとともに、必要に応じて保護者会を開いて報告する。

重大事態が法に抵触する場合又は犯罪性のある場合には教育委員会に確認のうえ所轄署である窪川警察署に事態の報告・通報を行う。

(重大事態への対処：事態の解決)

「いじめ対策委員会」は重大事態の解決に向け（組織図）、専門家、関係機関と連携して対応を図る。事態が一定の解決をした後にも、定期的に当該生徒及び関連する生徒・集団に対し再発防止のため再調査を行う。

